

未来投資会議資料（モビリティについての検討項目）

抜粋

1. 交通事業者が協力する自家用運送制度の創設

→交通事業者（タクシー事業者等）が自らのノウハウを通じて自家用有償運送に協力する、具体的には交通事業者が委託を受ける、交通事業者が実施主体に参画する場合の法制を整備すべき。この場合、事業者が参画する前提のため、地域における合意形成手続きを容易化する。これにより、安心・安全な輸送サービスの提供を推進するとともに、実施主体の負担を軽減する。

2. タクシーの相乗り導入について

→過疎化が進む地域において、大型バスの運行に対して補助金を支払うことは非効率である。交通需要にフィットした移動サービスの最適化が必要。

限られた交通機関で可能な限り多くの人が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗りについて、地域や要件の限定はかけずに一般的に、導入を行う。このため、道路運送法上の通達等の整備を図る。

3. 実施時期

→以上の論点について法改正が不要なものについては 2019 年度中、法改正が必要なものについては、次期通常国会への提出を検討すべき。